

取引士の変更登録その他の申請 提出書類及び注意事項

各書面の符号の意味

- =所定の様式（所属の協会等で入手）
- △=官公庁の証明
- =手元保管又は各自作成

顔写真は、カラー写真で無帽・正面・上半身・無背景（ポラロイド及びカラーコピーは不可。デジタルカメラの場合は、高解像度で写真印刷専用紙にプリントしたものは可。）であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。

和歌山県

事項	提出書類	添付書類及び注意事項
1 取引士登録移転（転出）	<ul style="list-style-type: none"> □登録移転申請書〔様6-2〕 * 転出先都道府県で事前審査を受け、表面に移転先の都道府県の証紙8,000円を貼付。 * 申請書の提出先は、和歌山県。（和歌山県において審査後、移転先都道府県に申請書を送付します。） 	<p>〔登録移転ができる場合は〕 登録移転先の都道府県において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業者の事務所の業務に従事しているとき ②これから業者の事務所の業務に従事しようとするとき ③個人で免許申請しようとするとき ④免許申請しようとする者に雇用され、免許後当該事務所の業務に従事しようとするとき <p>○上記①～④のいずれかを証する書面 （在職証明書又は入社証明書等勤務先業者の証明書）</p>
2 取引士証交付	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士証交付申請書〔様7-2-2〕 * 和歌山県証紙4,500円を貼付。 	<p>○交付申請書に顔写真を貼付のこと。 ○顔写真は、交付申請書貼付分以外に2枚提出（うち1枚は宅建協会用）。 ※ 顔写真は、カラー写真で無帽・正面・上半身・無背景（ポラロイド及びカラーコピーは不可。デジタルカメラの場合は、高解像度で写真印刷専用紙にプリントしたものは可。）であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。</p>
3 取引士証再交付	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士証再交付申請書〔様7-5〕 * 和歌山県証紙4,500円を貼付。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. □取引士証亡失・滅失状況届又は△遺失物届証明書、届出証明書（警察署で交付）及び□始末書（参考書式） 2. ○顔写真1枚
4 氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書〔様7〕 □宅地建物取引士証書換え交付申請書〔様7-4〕 	<ol style="list-style-type: none"> 1. △戸籍抄本（氏名の変更が確認できるもの。） 2. ○顔写真1枚
5 住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書〔様7〕 □宅地建物取引士証書換え交付申請書〔様7-4〕 	<ol style="list-style-type: none"> 1. △住民票（住所の変更が確認できるもの。何回も住所が変わっていて住民票ではつながりが確認できない場合は、△戸籍附票。） * 住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上にボールペン等で「住基ネット利用」と明記する。 （注）住基ネットで5年以前の住所の変更履歴は確認できません。 2. ○取引士証（住所変更の裏書きのため） 3. ○返信用封筒（取引士証送付用。切手貼付のこと。） * 裏書きができない場合は、新たに交付するため、○顔写真1枚添付。
6 本籍の変更	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書〔様7〕 	<p>△戸籍抄本（本籍の変更が確認できるもの。）</p>
7 勤務先の変更（商号変更及び免許換えを含む）	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書〔様7〕 	<p>添付書類不要（ただし、前勤務先の退職証明書等があることが望ましい。）</p>
8 取引士の死亡等	<ul style="list-style-type: none"> □宅地建物取引士死亡等届出書〔様7-2〕 □宅地建物取引士証返納届〔規6〕 	<ol style="list-style-type: none"> 1. △（死亡の場合）戸籍抄本 2. △（その他の場合）届出の原因となった事実を確認できる書面 3. ○宅地建物取引士証

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

注2 4～7の変更登録の必要が生じた場合は遅滞なく、8の届出の場合はその事実の生じた日等から30日以内に届け出てください。（宅建業法第20条及び第21条）

参考書式

始末書 (A4判)

（例）○年○月○日○時頃、△△において宅地建物取引士証を紛失しました。なお、後日発見したときは、速やかに返納します。今後、このようなことがないよう、十分注意します。

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名 (印)

取引士登録の移転と取引士証の交付について

取引士登録移転とともに取引士証の交付を申請する場合は、「登録移転申請書」と「取引士証交付申請書」を同時に提出してください。この場合、取引士証交付申請書の「登録番号」欄は記載する必要がありません。

新たな取引士証の有効期間は、登録移転前に交付されていた取引士証の有効期間までとなります。

新たな取引士証は、登録移転前に交付されていた取引士証と引換えにより、交付します。

（宅建業法第22条⑤、同法施行規則第14条の10③及び第14条の14）